参考資料１

# 移動等円滑化評価会議中国分科会の設置について

令和元年７月２３日
中国運輸局交通政策部
中国地方整備局企画部

１．組織

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四条第一項及び第五十二条の二の規定に基づき国土交通省において設置された移動等円滑化評価会議の下に、中国における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、中国分科会（以下「分科会」という）を設置する。

２．役割

分科会は、次に掲げる事項を行う。

一　中国の移動等円滑化の進展状況の把握・評価
二　中国の事業者・施設設置管理者・自治体等による先進的な取組の情報共有等
三　その他必要な事項

３．構成員

（１）構成員は、中国における移動等円滑化に係る施策に関し知見を有する者のうちから、中国分科会事務局が選定することとし、別紙１に掲げるものとする。
（２）移動等円滑化に係る特別の事項を把握評価させるため必要があるときは、臨時構成員を置くことができる。

４．構成員の任期

（１）学識経験者及び、高齢者・障害者団体の構成員の任期は、二年以内とする。
（２）学識経験者及び、高齢者・障害者団体の構成員は、再任されることができる。
（３）施設設置管理者及び、地方公共団体、国の構成員の任期は設けないこととする。
（４）臨時構成員は、その委員に係る当該特別の事項に関する把握評価が終了したときは、解任されるものとする。

５．分科会長

（１）分科会に、分科会長を置き、構成員の互選により選任する。
（２）分科会長は、分科会の事務を掌理する。
（３）分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。

６．事務局

事務局は、中国運輸局交通政策部バリアフリー推進課及び中国地方整備局企画部企画課に設置する。

７．その他

前各項に定めるもののほか、分科会に関する事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

別紙１

移動等円滑化評価会議中国地域分科会構成員

| | |
|---|---|
| 学識経験者 | 呉工業高等専門学校環境都市工学分野　教授 |
| 高齢者・　障がい者団体 | 一般社団法人広島県ろうあ連盟 |
| | 一般社団法人広島県身体障害者団体連合会 |
| | 公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部 |
| | 障害者生活支援センター・てごーす |
| | 公益財団法人広島県老人クラブ連合会 |
| | 全国脊髄損傷者連合会広島県支部 |
| | 高次脳機能障害サポートネットひろしま |
| | 社会福祉法人広島県肢体障害者連合会 |
| | 特定非営利活動法人広島自閉症協会 |
| | 広島難病団体連絡協議会 |
| | 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会 |
| | 公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会 |
| | 一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 |
| | 広島県障害者スポーツ協会 |
| 施設設置管理者 | 西日本旅客鉄道株式会社広島支社 |
| | 中国地方鉄道協会 |
| | 中国バス協会 |
| | 中国ハイヤー・タクシー連合会 |
| | 一般社団法人中国旅客船協会 |
| | 一般社団法人日本ホテル協会中国四国支部 |
| | 日本旅館協会中国支部連合会 |
| | 広島国際空港株式会社 |
| 鳥取県 | 地域づくり推進部　中山間・地域交通局　地域交通政策課 |
| | 生活環境部　くらしの安心局　住まいまちづくり課 |
| 島根県 | 地域振興部　交通対策課 |
| | 健康福祉部　障がい福祉課 |
| | 土木部　土木総務課 |
| 岡山県 | 土木部　監理課 |
| 広島県 | 土木建築局　都市計画課 |
| 山口県 | 土木建築部　技術管理課 |
| | 観光スポーツ文化部　交通政策課 |
| | 健康福祉部　厚政課 |

| | |
|---|---|
| 岡山市 | 都市整備局　都市・交通部　交通政策課 |
| 広島市 | 道路交通局　都市交通部　交通対策担当 |
| | 健康福祉局　健康福祉企画課 |
| 国土交通省 | 中国地方整備局　企画部企画課長 |
| | 中国運輸局　交通政策部バリアフリー推進課長 |
| | 大阪航空局　広島空港事務所広域空港管理官 |